

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市自治基本条例に係る検証報告書(案)	担当課	地域政策課
No.1	ご意見の該当箇所:	—	
ご意見	第2条の(5)で協働を規定しています。最近共創という言葉が聞かれますので、逐条解説に協働に加えて共創についても触れる必要があるのではないかと思います。		
対応状況	その他		
市の考え方	「共創」については、上越市第7次総合計画において、「目標設定の段階から連携を深め、実践的な行動を通じて、共に新しい価値を創っていく」こととしています。 このことは、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案等の各段階における意思形成にかかわる「市民参画」と、公共的な目的を果たすため、市民、市議会及び市長等が対等な立場で、協力して共に働く「協働」という2つの自治の基本原則の実践を通じて、新たな価値を創造していくことであり、自治を推進していく上での行動原則を包含した概念であると考えていることから、「共創」を加える必要はないものと考えます。		
No.2	ご意見の該当箇所:	—	
ご意見	<p>条例21条3項に3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。</p> <p>とあり、解説には (第3項) ○ 本項は、<u>市民参画の観点から、審議会等の委員等の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを定めたものである。</u> ○ この規定に基づき、市議会及び市長等は、<u>市民公募を行うに当たって、各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募の在り方を検討し、明らかにしていくこととなる。</u></p> <p>とあります。 <u>市民参画の観点から、</u>という点からすると、公募の委員数が1割程度の現状からは市民参画の基本原則を守っていないと考えることが出来ます。 市民参画の原則及び各種審議会等の目的からすると公募の委員数を全体のおよそ半数にする必要があると思います。 審議会委員のほとんどは各種団体の代表的な人で占められていますが、各種審議会で審議する各種基本計画はすべて市民生活に直結するものだから公募の市民は全委員の約半数であることが必要だからです。 <u>各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募の在り方を検討し、明らかにしていくこととなる。</u>という点では、今まで「委員の数など公募の在り方を検討した」ことはないと思います。従って、明らかにもなっていません。 「委員の数など公募の在り方を検討し、明らかにしたことがあるのでしょうか。 出来れば逐条解説を、<u>各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、公募委員数を半数程度にするなどの公募の在り方を検討し、明らかにしていくこととなる。</u>としてもらえればと思います。</p>		
対応状況	その他		
市の考え方	市では、市民の皆さんから市政運営に参画いただくため、パブリックコメントを始め、市民の声アンケートの実施や市民の声ポストの設置など、様々な市民参画の仕組みを設けております。ご意見にありますとおり、審議会等の委員を公募することも、市民参画の仕組みの一つであり、かつ、それぞれの審議会等では、その設置目的を果たすために必要とする委員の構成と定数を検討した上で公募委員数を設定しているほか、現状でも、公募委員の確保に苦労している面は否めないこともあるため、市民公募委員の数を一律に半数程度にすることは考えておりません。		

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.3	ご意見の該当箇所： —
ご意見	第30条公益通報で「市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備する」となっているが、具体的にどのような体制になっているのでしょうか。
対応状況	その他
市の考え方	平成28年10月に上越市公益通報に関する要綱を制定し、公益通報の窓口その他通報処理の仕組みを定めています。 市政運営に係る法令違反行為等を発見した市の職員等が市の公益通報窓口に通報する「内部通報」については、内部通報を的確に処理するため、市の職員のうちから内部通報対応責任者、内部通報窓口責任者、内部通報窓口担当者を指名し、対応しています。具体的には、通報を受理したときは必要な調査を行います。受理した案件の中でも、重大な案件であると内部通報対応責任者が判断する場合は、内部通報調査委員会で調査を行います。通報された法令違反行為等があると認めるときは、その是正など適切な措置を採ります。 民間事業者における法令違反行為を発見した当該事業者の従業員等が市に通報する「外部通報」については、外部通報を的確に処理するため、市の職員のうちから外部通報総括責任者、外部通報対応責任者、外部通報窓口担当者を指名し、対応しています。具体的には、法令違反行為についての通報を受理したときは必要な調査を行い、通報された法令違反行為があると認めるときは、その是正など適切な措置を採ります。

No.4	ご意見の該当箇所： —
ご意見	第31条に災害等の規定がありますが、災害には自然災害の他にもいろいろなものがあるので逐条解説に災害の概念をもう少し詳しく記述した方が良いと思います。
対応状況	その他
市の考え方	「災害等」の解釈について、逐条解説書では、「災害やテロ等の不測の事態」としてはいますが、ご意見を踏まえ、条文の趣旨を市民により分かりやすく伝える観点から、逐条解説書の一部を修正します。

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.5	ご意見の該当箇所： —
ご意見	<p>第34条市民参画の逐条解説に「(第2項) ○ 本項は、市民一人ひとりの主体的な参画を促す必要があることから、市議会及び市長等に対し、市民参画に関する制度を、市民が分かりやすく、利用しやすい制度として整備し、市民参画しやすいようにする責務を課したものである。○「市民参画に関する制度を整備し」とは、現行のパブリックコメント、市政モニター、審議会等への公募委員の採用などの諸制度を見直し・改善していくとともに、より利用しやすい新たな制度を検討し、導入していくことを意味するものである。」とありますが、パブリックコメントの提出意見数を見た場合に、制度の見直しや改善があり利用しやすいような検討がなされているか疑問があります。</p> <p>審議会等の公募の委員数が全体委員数の1割程度になっているのも制度の見直しや改善があり利用しやすいような検討がなされているか疑問があります。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>パブリックコメント制度は、制度を運用している県内他自治体に比べ、意見数は決して少ないものの、一層の活性化を図り、実効性を高めていかなければならないものと考えており、広報紙や市ホームページによる周知のほか、市公式SNSを通じた意見募集の呼び掛けを行っています。また、案件の中には、専門用語や分量が多いものもあるため、内容を簡潔に伝えるために概要版を作成し、同時に公表しているほか、動画や音声による解説も行ってきました。</p> <p>市政への市民参画は、自治の基本をなすものであり、パブリックコメント制度や審議会等の委員公募制度に限らず、意見交換会や市民との対話の場、アンケート調査など、市民参画につながる様々な機会を通して、市政への市民参画を促進していきたいと考えています。</p>

No.6	ご意見の該当箇所： —
ご意見	<p>第35条2項に「市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、」とあるが、どのように明らかにされているのでしょうか。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>第35条第2項の規定は、市議会及び市長等は、協働に対する市民の正しい理解を得るとともに、協働をする事案ごとに、あらかじめ相互の役割分担について話し合い、相互理解と信頼関係を築いた上での取組を繰り返し行うことで、協働を一層推進していくことを定めたものです。</p> <p>第35条第2項に基づいた取組としては、例えば、本条例に基づいた各種条例や計画において、各主体の責務や役割、関係性を明記することによって、協働の考え方や相互の役割分担を明らかにするとともに、様々な分野における市民団体等との意見交換や、連絡会議、交流会等の開催等を通じて、相互理解や信頼関係の構築に努めています。</p>

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.7	ご意見の該当箇所:	—
ご意見	第37条人材育成として「体系的な育成に努めなければならない。」と規定しているが、どのような体系になっているのでしょうか。	
対応状況	その他	
市の考え方	第37条の「体系的な育成」とは、市民一人ひとりが、各自の年齢、意識、興味などに応じて、自発的に自治、コミュニティ活動に関して必要な知識、経験を得ることができるようにすることや、広い市域と多様な地域性を有する本市の特性を考慮し、文化、価値観、人口や年齢構成等の各地域の実態に即した形での人材育成に努めることなどに取り組むことです。具体的には、上越市第6次総合計画の基本計画における「市民が主役のまちづくりの基本施策」の柱の一つとして、「まちづくりの人材育成」を位置付け、市民一人ひとりが、まちづくりに対する関心を高めて具体的な活動につなげるための情報発信や学習機会の提供などの支援を行ってきました。また、同計画の「教育・文化分野」では、施策の柱の一つとして、「公民館活動を通じた人づくり」を位置付け、学習活動を通じて、地域づくりを担う人づくりを推進しています。	

No.8	ご意見の該当箇所:	P1～P4 1 見直しの基本的な考え方と方法
ご意見	今回の検証で逐条解説についての検証は行われたのでしょうか。逐条解説は条例と一体のものであり、条例施行上守らなければならない視点が記載されていますので逐条解説についても検証が必要です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	逐条解説書は、各条項の趣旨、解釈・運用、制定時の背景・考え方を解説したものであり、条例を運用する中で必要に応じて修正するものであります。また、今回、逐条解説書の内容を踏まえながら各条文の検証を行う中で、条文は現行どおりであっても、その趣旨を市民により分かりやすく伝える観点から、逐条解説書の一部を修正することとしています。	

No.9	ご意見の該当箇所:	P1～P4 1 見直しの基本的な考え方と方法
ご意見	市政が本条例に基づいてきちんと行われているかという検証はされたのでしょうか。本条例は市政を行う上での最高規範ですので条例の文言の検証に加えて、市政が条例の精神に則って行われているかの検証も必要です。この検証がなされないと何のための条例かということになります。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	本条例の見直しについては、第44条で「社会経済情勢の変化に照らして行う」としていることから、この視点から、条例の改正が必要となるような社会経済情勢の変化の有無について、専門的・具体的な観点から分析し、改正の要否を検証したものです。なお、条例に基づいた仕組みとして適正に市政運営がなされているかについては、条例の見直しとは別に、市として検証を行っています。その結果についても条例の見直し結果の公表に併せて公表することとしています。	